

令和3年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金【飲食店・第3弾】

(要請期間：8月7日～8月31日) **【早期支給分】** 申請要領

I 概要

1 趣旨

群馬県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項及び第31条の6第1項に基づき、以下のとおり営業時間の短縮等を要請しました。

この要請にご協力いただける県内の飲食店等を運営する中小企業等を対象に、要請期間後に受け付ける申請（以下「本申請」という。）に先立ち、協力金の一部を早期支給します。

なお、本申請は、早期支給の申請を行ったとしても必要となります。

期間D（8月7日（土））計1日間の要請内容

【要請内容等】

対象地域 県内全域（35市町村）

対象業種 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く）
飲食店、喫茶店、遊興施設（スナック、バー、カラオケボックス等）

要請内容 ・午後8時から午前5時までの営業自粛
・酒類の提供は午前11時から午後7時まで
・感染防止対策の実施

期間E（8月8日（日）～8月31日（火））計24日間の要請内容

【要請内容等】

対象地域 （重点措置区域）以下20市町村
（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）

（その他区域）その他15町村

対象業種 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受け、午後8時から午前5時までの間に営業している以下の店舗（宅配、テイクアウトサービスを除く）
飲食店、喫茶店、遊興施設（スナック、バー、カラオケボックス等）

要請内容 （重点措置区域）
・午後8時から午前5時までの営業自粛
・酒類提供は終日自粛
・カラオケ設備の利用を終日自粛（飲食を主たる業としている店舗のみ）
・感染防止対策の実施

（その他区域）

・午後8時から午前5時までの営業自粛
・酒類の提供は午前11時から午後7時まで
・カラオケ設備の利用を終日自粛（飲食を主たる業としている店舗のみ）
・感染防止対策の実施

2 支給額

1店舗あたり 35万円 (= 2.5万円 (県内の協力金下限額) × 14日 (2週間分))

- 早期支給を受けた方も、必ず要請期間終了後の本申請 (9月上旬受付開始予定) が必要となります。
- 本申請の審査の後、売上高に応じて算出した総支給額と早期支給分 (35万円) との差額を追加支給します。
- 早期支給の申請をせず、要請期間終了後の本申請でまとめて申請することも可能です。

II 申請要件

次の全ての要件を満たす場合に協力金を支給します。

- 1 営業時間の短縮要請の対象地域に店舗を有し、かつ、営業時間の短縮要請の開始日以前から午後8時から午前5時までの間に営業を行っている 中小事業者・個人事業主 であること。
- 2 営業時間の短縮要請等の全期間において、県からの要請内容に全面的に協力すること。
ただし、仕入先等関係者との調整、従業員の配置調整、その他やむを得ない事情がある場合には、8月11日 (水) からの全期間において、県からの要請内容に協力すること。
- 3 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を営業時間の短縮要請の開始日以前に取得し、引き続き、申請時点において有効な許可を受け、来客用の飲食スペースを有する飲食店を運営している者であること。
- 4 令和3年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 (期間A: 5月8日~5月15日) 又は同協力金 (期間B: 5月16日~6月13日) 若しくは同協力金 (期間C: 6月14日~6月20日) のいずれかの支給を受けた者 であること。
ただし、早期支給の申請日時点で、令和3年度群馬県感染症対策営業時間協力金を申請し、その支給を受けていない者 (不支給の決定を受けた者を除く。) にあつては、令和2年度群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金 (第1弾~第7弾) のいずれかの支給を受けた者であること。
- 5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、群馬県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者 (以下「密接関係者」という。) に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。
- 6 本申請を必ず行い、本申請にあたっては、1日あたり支給単価の算出において「売上高方式」を選択 すること。
- 7 これまでに要請違反の事実がないこと。
- 8 その他誓約事項に同意すること。

Ⅲ 申請手続等

1 問い合わせ先 **※電話対応のみ**

群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金相談センター
電話番号：050-5444-6096
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日を含む）

2 申請書類の入手方法 **※令和3年8月17日（火）から配布**

以下の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00024.html) からダウンロード
- ・県行政県税事務所・各市町村
- ・商工会議所・商工会



3 受付期間

令和3年8月18日（水）から8月27日（金）まで

※ オンライン申請は、8月18日（水）13時受付開始

4 申請方法

以下のいずれかの方法で、申請を受け付けます。申請書類は返却しません。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求める場合や、確認のために連絡する場合がありますので、提出時に、必ず控えを取り保管してください。

(1) オンライン申請 **【令和3年8月18日（水）13時受付開始】**

県ホームページ (https://www.pref.gunma.jp/07/ct01_00024.html) 上の申請フォームから申請してください。

(注) 申請は、令和3年8月27日（金）23時59分までに送信を完了してください。
申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きます。

(2) 郵送申請 **【令和3年8月27日（金）消印有効】** **※持参での申請受付は行いません**

申請書類一式を以下の宛先に郵送してください。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（送料は申請者側で負担）。

〈宛先〉〒370-0811 群馬県高崎市相生町1-1
八十二銀行高崎ビル6階
「群馬県感染症対策営業時間短縮要請協力金（早期支給） 審査センター」あて

5 支給決定

(1) 申請書類を受理後、内容を審査し、適正と認められる場合に順次、協力金を支給します。

申請書類に不備がない場合、概ね1週間程度で順次支給する予定です。（申請書等に不備がある場合は、別途期間を要します。）

(2) 審査の結果については、別途通知を発送します。

IV 留意事項

- 書類の不備等があり、群馬県（県の委託を受けた者を含む。以下「県」という。）が申請者に連絡・確認できない場合又は申請者が追加書類の提出に応じない場合は、令和3年8月31日（火）を経過した時点で、申請が取り下げられたものとみなします。
- 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、県は、支給決定を取り消します。この場合、申請者は協力金を返還し、加算金を支払うこととなります。**
なお、協力金の不正受給が確認された場合、事業者名、対象店舗等の情報が公表されます。
- 県では、時短営業の実施状況について、見回り等の調査を行っています。**
偽りその他の不正行為の内容が悪質であると判断した場合には、事業者名等を公表し、警察に情報提供の上、法的措置を講じます。
- 協力金の支給事務を円滑、適正に行うため、県では、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 申請書に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて、提供することがあります。
- 県は、審査の過程において、追加の書類提出を求める場合があります。

V 申請書類・添付書類

（別表1）必須書類 ※チェック を入れ、必要書類が揃っているか確認ください。

提出書類一覧		チェックリスト
1	「早期支給分」支給申請書（様式1） ※申請日を忘れずに記入してください。	<input type="checkbox"/>
2	誓約書（様式2） ※日付は申請日と同じ日付としてください。必ず自署してください。	<input type="checkbox"/>
3	通帳等の写し ※A4サイズでコピーして添付 ・金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し ※通帳を開いた1・2ページ目の写しを提出してください。 ・インターネットバンキングは、上記事項の記載されたページの写し	<input type="checkbox"/>
4	本人確認書類の写し ※A4サイズでコピーして添付 （法人）代表者の運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要） ※いずれか1点 （個人）運転免許証（表裏）、パスポート（顔写真と所持人記載欄のページ）、マイナンバーカード（番号不要） ※いずれか1点	<input type="checkbox"/>

要請期間終了後、忘れずに”本申請”を行ってください。